

平成26年度第1回

新宿区みどりの推進審議会小委員会議事録

平成26年7月1日（火）

新宿区 みどり土木部 みどり公園課

平成26年度第1回新宿区みどりの推進審議会小委員会議事録

平成26年7月1日（火）

午後4時00分～午後4時58分

区役所本庁舎6階 第二委員会室

1 開 会

2 審 議

保護樹木等の指定及び解除について

3 その他

連絡事項など

4 閉 会

○配付資料一覧

資料1 保護樹木等の指定及び解除について

資料2 新宿区みどりの推進審議会小委員会委員名簿

参 考 新宿区みどりの推進審議会小委員会について

参 考 新宿区みどりの条例・同施行規則（保護樹木抜粋）

参 考 新宿区みどりの基本計画（回収資料）

参 考 新宿区みどりの実態調査報告書（第7次）（回収資料）

小委員会委員 7名

委員長 熊 谷 洋 一 委 員 輿 水 肇

委 員 武 山 昭 英 委 員 黒 森 昭 夫

委 員 渡 辺 芳 子 委 員 越 野 明 子

委 員 椎 名 豊 勝

◎はじめに

みどり公園課長 定刻となりましたので、ただ今から平成26年度第1回新宿区みどりの推進審議会小委員会を始めさせていただきます。

私は、本日事務局を務めさせていただきます、みどり公園課長の吉川でございます。よろしくお願いいたします。

委員の皆様におかれましては大変お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、本日開催する小委員会でございますが、新宿区みどりの条例第28条の2の規定に基づき設けられてございます。審議事項は、保護樹木等の指定・解除及びみどり公園基金の処分に関することでございます。これらの審議事項につきまして、迅速な判断が必要でかつ早急にみどりの推進審議会を開催することが困難な場合に開催をいたします。委員は、みどりの推進審議会のうち会長が指名する8人以内で組織され、委員の過半数の出席により成立いたします。

今回は、保護樹木等の指定及び解除についての御審議をお願いしたいと考えてございます。

本日の会議でございますけれども、午後5時までには終了したいと考えてございます。よろしく御協力のほどお願いいたします。

では、これより議事進行を会長にお任せしたいと思います。

熊谷会長、よろしくお願いいたします。

◎開会

熊谷会長 かしこまりました。

それでは、平成26年度第1回新宿区みどりの推進審議会小委員会を開催させていただきたいと思います。

今年度はこの小委員会は初めてですよね。今年度、初めてということで、委員の方々は皆様おかわりはないのですが、事務局のほうで新しくかわられた方もいらっしゃると思いますので、またよろしくお願いいたします。

それでは、早速でございますが、本日の出席状況について。

みどり公園課長 本日の委員の出席状況について御報告をいたします。

現在、池邊委員がお見えになっていませんが、本日は8名中7名の出席によりまして、小委員会は成立していることを御報告いたします。

熊谷会長 ありがとうございます。

それでは、定足数に達しているということでございますので、小委員会を開催させていただきます。

◎保護樹木等の指定及び解除について

熊谷会長 審議事項に参ります。はじめに、事務局から資料の説明をお願いいたします。

みどり公園課長 それでは、本日の資料について御説明をいたします。お手元の資料を御確認いただきたいと思います。

初めに議事次第。それから、資料1、保護樹木等の指定及び解除について。それから、資料2、新宿区みどりの推進審議会小委員会委員名簿でございます。

それから、参考といたしまして、新宿区みどりの推進審議会小委員会についてというものが1枚ついております。それから、これも参考といたしまして、新宿区みどりの条例・同施行規則、保護樹木の部分を抜粋したものでございます。それぞれA4、1枚、条例と施行規則で1枚ずつでございます。それから、これも参考ですが、新宿区みどりの基本計画、それから、新宿区みどりの実態調査報告書第7次、この2冊につきましては、後ほど回収させていただきます。

資料の不足等がございましたら、事務局までお知らせ願います。

以上でございます。

熊谷会長 ありがとうございます。

それでは、資料にもし不足分がございましたら、お知らせいただきたいと思いますが、おそろいのようにございますので、審議事項に入らせていただきます。

保護樹木等の指定及び解除について、事務局から説明をお願いいたします。

みどり公園課長 委員長、差し支えなければ、新しく来た職員もいますので、ここで紹介させていただいてもよろしいでしょうか。

熊谷会長 そうですね。では、最初に御紹介をお願いいたします。

みどり公園課長 では、4月からみどり公園課みどりの係の係長になりました、小谷でございます。

事務局 小谷でございます。よろしくをお願いいたします。

みどり公園課長 それから、担当職員で相浦という者が、きょう同席しております。

事務局 相浦と申します。よろしくお願いいたします。

みどり公園課長 職員の紹介は以上でございます。

では早速ですが、保護樹木等の指定及び解除について、資料1に基づき担当職員より映像を交えて御説明をさせていただきます。申し訳ございませんが、室内の明かりを暗くさせていただきます。

事務局 事務局の相浦です。よろしくお願いいたします。座って御説明させていただきます。

それでは、平成26年2月5日から7月1日までに民有地の保護樹木等の指定同意及び指定解除の届出がございました案件について、御説明申し上げます。

保護樹木の指定同意件数は4件、指定本数は9本です。指定解除届出件数は2件、解除本数は3本です。保護樹林は指定・解除ともに案件ございません。

保護生垣の指定の案件ございません。保護生垣の指定解除届出件数は1件、解除延長は16.7メートルです。

まず、最初に保護樹木の指定解除について御説明します。

1件目は、中落合四丁目の駐車場に生育するクロマツ2本です。指定年度は、昭和61年度、幹回りが1.98メートルと2.11メートルの2本です。

2件目は、弁天町にありますマンション敷地内に生育しているスダジイです。指定年度は、平成3年度、幹回りが1.27メートルになっております。

では、1件目から御説明します。場所は中落合四丁目です。こちらです。駐車場にクロマツが2本並んで生育しております。指定年度はともに昭和61年度、右側の1番が幹回り1.98メートル、高さが12メートルです。左側の2番が、幹回り2.11メートル、高さ11メートルです。

まず1番についてです。病虫害や腐朽は見られませんでした。下枝がなく、樹形が乱れていました。高さ約50センチの植栽ますの中にあり、深植えになっています。

次に2番です。1番同様病虫害や腐朽は見られませんでした。下枝がなく、やはり同じように樹形が乱れています。枝折れも確認されました。右上のところ。また、幹が植栽ますに接触しかけており、ますに亀裂が入っています。

経過についてなんです。まず平成23年の6月にカラスの巣による被害や駐車している車へ松ヤニが落ちることから、指定解除の相談がありまして、当時は区もできる限り相談に乗っていくことで保護樹木として継続していただくようお願いし、御了承いただいております。

た。しかし、平成26年3月に再度所有者から御連絡がありまして、2月に降った雪の重みで枝が損傷したこと、下枝がないことから維持管理が難しいこと、以上、2点の理由から、指定解除したいとの御相談がありました。

区としては、損傷した枝の撤去の支援を提案し、保護樹木として指定継続をお願いいたしました。継続的な維持管理が困難であるとのことで、3月末に指定解除の届出がありました。事前に委員の皆さんに資料をお送りしているので、ご存知かと思いますが、6月20日、現地を確認しましたところ、既に伐採されていました。

では、次に2件目の弁天町の案件に参ります。場所はこちらです。

指定年度が平成3年度、幹回り1.27メートル、高さ9.7メートルのスダジイです。マンションの南側に位置しております。

平成26年1月28日に、腐食があり公園側に倒れそうな保護樹木があるので、確認してほしいとマンション管理人から連絡がありました。当日中に現地を確認したところ、枝折れやウロが見られ、倒木の危険性もあるため、3月4日に精密診断、貫入抵抗測定を実施しました。こちらが枝折れの様子で、次が空洞になっている様子でございます。こちらが診断結果です。地際から1.1メートルのところ、貫入測定を行った結果、腐朽率は56.3%で、不健全な状態にあり、撤去を行う必要があるとの診断でした。通常、50%を超えた場合は倒木の危険がありますので、その旨、所有者に説明したところ、伐採したいとの連絡があり、指定解除の届出がありました。

こちらも診断結果で、右側の樹皮側のところはデータが取れているんですけども、左の心材側のところは波がなく、針が貫入する際、無抵抗であることを示しています。1番から4番は、4方向から針を刺しているということです。

以上、保護樹木の指定解除についての説明を終わります。

保護樹林については、指定解除案件はございません。

続きまして、保護生垣の指定解除についてです。指定年度が平成16年度、樹種はサワラで延長が16.7メートル、高さが2.4メートルです。場所はこちらになります。ことしの二、三月に降った雪の影響により、生垣の一部が傾いてしまい、刈り込んだところ、葉がなくなりましたので、指定解除をしたいとの御連絡をいただきました。詳しく見ると、このような形です。雪害により3分の1程度傾斜しております。これまで所有者が自ら維持管理されていて、頻繁にせん定されていたみたいなんです。年齢的にも、なかなか頻繁なせん定も難しくなったということでした。

解除は以上となります。

続きまして、保護樹木の指定同意の届出があった案件について御説明します。保護樹木は、樹木が健全で、かつ樹容が美観上すぐれている樹木のうち、地上1.5メートルの高さにおける幹回りが1.2メートル以上の樹木を指定の対象としております。

1件目は、北山伏町にありますイチョウです。幹回りが1.76メートルでございます。

2件目は、内藤町にありますケヤキほか5本です。ケヤキは、幹回り3.57メートル、ムクノキが3.09メートル、コブシが1.36メートル、モミジが2.05メートルです。5本目のモミジが1.23メートル、次のモミジが1.40メートル、計6本です。

3件目は、西落合一丁目にありますスダジイで、幹回りが1.20メートルです。

4件目は、弁天町にありますスダジイで、幹回りが1.28メートルです。

なお、3、4件目のスダジイの所有者は、先ほどの解除の保護生垣、保護樹木の所有者とそれぞれ同じでございます。

では、1件目から御説明いたします。北山伏町のイチョウです。場所はこちらになります。幹回りが1.76メートル、高さ7.6メートルのイチョウです。配置図の下側があかね苑というところになっているんですけども、隣接しているあかね苑の近くに生育しているイチョウでございます。強せん定を行っているのですが、幹の状態は健全で、樹齢は約70年でございます。今まで落葉でトラブルになったことはないとのこと。2年に一度、造園業者にせん定してもらっているということです。

では次、2件目に参ります。内藤町のケヤキほか5本、合計6本です。場所はこちらになります。1本目のケヤキから御説明いたします。幹回りが3.57メートル、高さ20メートルのケヤキです。所有者の御自宅の北東側に位置しております。相当の年数が経過しておりますが、樹勢もあり、順調に生育しております。せん定はしばらく入れていないとのこと。ケヤキらしい樹形が臨めています。

次に2本目のムクノキです。幹回りが3.09メートル、高さ19メートルです。住宅の北西側に位置しております。1本目のケヤキと同様に、枝を大きく張り出しており、十分な日照を確保しております。

続きまして、3本目です。幹回り1.36メートル、高さ13メートルのコブシになります。住宅の西側に位置しております。南側から西側にかけて、新宿御苑のみどりとちょうど接しております。目立った生育障害はありません。

次に4本目のモミジです。幹回りが2.05メートル、高さ11メートルです。住宅南西側に位

置しております。高さ1.3メートルと2.2メートルの枝のところで太い幹が分かれておりまして、広い範囲に枝が広がっております。少し枯れ枝も見られますが、樹勢、生育状況ともに良好でした。区内のモミジとしては、かなりの大木になっています。

5本目のモミジです。幹回り1.23メートル、高さ10メートルです。住宅の南側に位置しております。枝張りの割に樹高がかなり高くなっておりまして、枯れ枝も特に見られませんでした。健全な状態だと思われまます。

内藤町、ここはこのモミジが最後です。幹回り1.4メートル、高さ9.5メートルです。私道とブロック塀に挟まれた場所に生育しており、根張りを確保できる地面が少ないのですが、目立った障害もなく順調に生育しています。根元は右下の写真のような状態で、余り土がある場所ではないのですが、樹勢も問題なく育っております。

所有者からは、今回、保護樹木制度の活用を地域の方から勧められて御連絡をいただきました。

では続きまして、3件目です。場所はこちらです。先ほどの保護生垣の解除の届出があった場所と同じところですが、解除の届出があった生垣の西側にあるスタジイでございます。幹回りは1.2メートル、高さが10メートルでございます。お稲荷さんの社があるんですけども、社と倉庫の間の狭い場所に生育しているんですけど、外観上、顕著な腐朽、キノコの発生は見られません。年に1回所有者が剪定しており、この樹木以外に保護樹木に指定されているスタジイがありまして、同等の管理が行われています。

続きまして、4件目の弁天町にあります、スタジイについてです。場所はこちらです。先ほどの指定解除で御説明した場所と同じところになります。解除の届出があったスタジイの東側に位置しています。幹回りが1.28メートル、高さが8メートルです。敷地の際に生育していましたが、樹勢が良好で、越境しないよう、定期的に剪定されています。かなり管理が行き届いていると思われまます。

保護樹木の指定については以上です。保護樹木の指定案件はございません。

保護生垣の指定案件はございません。

指定の同意及び指定解除の届出がありましたものは以上になります。

なお、本日御説明いたしました保護樹木等の指定及び解除を御承認いただきますと、公有地と民有地を合わせ、保護樹木の件数は1件、6本ふえまして、271件、1,081本となります。保護生垣の件数は1件、17メートル減りまして、42件、1,227メートルとなります。

以上で説明を終わります。照明をお願いします。

熊谷会長 課長、お願いいたします。

みどり公園課長 今回の小委員会の開催に際しましては、事前に全ての審議会委員の皆様に見照会を行いましたが、今回は特に御意見はいただいております。

以上でございます。

熊谷会長 ありがとうございます。

ただいま御説明申し上げましたけれども、何か御質問なり、御意見がありましたら、お受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

椎名委員、お願いいたします。

椎名委員 解除のほうの保護樹木2件、3本ですけれども、今おっしゃった、この形状の話で、幹回りが、例えば1-1が1.98とか、1-2が2.11、2が1.27なんだけれども、この数字というのは指定時の数字なのか、今の数字なのか、どちらでしょう。

事務局 つい最近、測った数字です。

椎名委員 それでは、指定時の数字というのはわかりますか。

事務局 指定時は、少々お待ちください……これです。1番目の松が、ちょっと幹回りしかわからないんですけれども、1.68メートルと1.77メートルです。

椎名委員 1.77。2番は幾つでしょう。

事務局 2番が1.77メートルです。

みどり公園課長 1-1が1.68メートルで1-2が1.77メートル。

事務局 ごめんなさい、2件目ですね。

椎名委員 今のは1-2のクロマツかな。基準は1.2以上であるから、スダジイは本当はほとんど伸びていないということでしょうね、きっと。いいですよ、それは。前の基準も幹回りが1.2メートル以上ですよ。

事務局 そうですね。

椎名委員 ということは、最大で7センチということですね。というのは、腐朽率の話が出ていますので、もし生長がすごくいいならば、腐朽率が変わるんですよ。だから、ちょっとお聞きしたんです。要するにスダジイの腐朽率が56.3%になる。物すごい生長がいいと、腐朽率ってどんどん変わっていくんですよ、当然のことながら。要するに自分で大きくなろうとするから。穴の大きさが同じなら、穴が腐朽がどんどん進むという状況も菌の力であるんですけれども、とまっているという状況もあるので、育っていくと、腐朽率がこれから少なくなってくるということが考えられるので、そうすると、区の見解としてはちょっとかわい

そんな感じもあるんですけども、今の話だと、1.27ですから、前の基準も恐らく1.20でしたから、今、これは23年ぐらいたって、1.27ということは、23年で7センチですから、ほとんど幹回りが伸びていないということになると、生育状況にもちょっとやっぱり問題がありますよね。ちょっとしようがないかなと。ちょっとそれで確認しただけなんですけれども、マツはそれなりに伸びていますね、これは。1-2はどうでしょう。34センチぐらい伸びていますから。1年に1センチ以上伸びていますからね、それなりに。植えますを壊していましたから、根が生長している証ですから、所有者としてはお困りでしょうけれども、樹木の立場から言うとね。1-1も30センチですから、1センチぐらい伸びていますね、毎年。それなりの生長はしていたと思いますけれども、土地利用ということであれば、しようがないかなと思いますけれども。わかりました。

熊谷会長 ほかにどうぞ。

黒森委員。

黒森委員 黒森と申します。今の、椎名さんにお聞きしたいんですけども、このスタジイですけれども、こうなるまでに、何か手当てできなかつたんですか。これは、例えば11条とかに、保護に努めなければならないと書いてありますよね。こうなるまでには、何か手は打てないものなんですか。

椎名委員 これは前からきつと、腐朽があったかどうかというのは、恐らく指定時は腐朽はなかったと思うんですよ。当然、健全であるということ、形状がそれなりの基準に達していて、さらに健全であるという条件で指定しますので、腐朽は後から出てきていますので、やっぱり腐朽菌の影響とかが出て、この23年で最大7センチしか伸びていませんで、その腐朽をとめるというのはなかなか今、難しいんですよ。腐朽が始まると、むしろやり方としては肥培管理して、どんどん大きくして行って、腐朽に負けないようにどんどん育てていくんですけども、でも、これを見ると、ちょっとあれですね。ただ、さっきの周りの状況はどうでしたかね。周りはどんなふうか。

黒森委員 何かこの同じ番地でもう一本、今度は保護申請しているわけだから、環境はいいんでしょうね。

椎名委員 でしょうね。ということは、木自体にやっぱりそういう理由があったのかもしれないですね。そう考えざるを得ないのかなとは思いますが、大体土壌改良とかそういうことで、肥培管理するんですけども、土壌が特に悪いところではないですよ。下の状況ってもう一回、何か写真がありましたよね。下は余り写っていないですね、わからないですね、

これは、この写真では。枝折れで傾いているということ……それですか。

事務局 この樹木の下での診断のほうの写真は。

椎名委員 そうですね。若干、土壌改良なんかできて。ただ、どうですか、これは。深植えですか。

事務局 少し深植えです。

椎名委員 その指定の後で、何か土地の変化があったのかもしれませんがね、これは。ちょっとわからないですけれども、何か新しい、塀とか何かが出来たのかもしれませんがね。ちょっと深植えになると、ちょっとやっぱり根が下になってしまいますので。土の芽が上に行きますので、ちょっと何か深植えのような気もしますけれども、ちょっと行って見ないとわからないですけれども、これは。だから、土壌改良できないところではないですね。ですから、そういう試みはやってみて、肥培管理に努めるということはあったのかもしれませんがね、それはやっぱり腐朽が始まったころに一生懸命やればあれですけれども、やっぱりそういうモニタリングみたいなことを、持ち主の方はわからないでしょうから、そこら辺は課題かもしれませんがね。やっぱり腐朽なんかが始まったら、やっぱり持ち主の方が見れば、この場合、見ればわかりますから。ただ、そのときに何か通報するような仕組み、この前も何かそんなのがありましたよね。アンケートみたいなものとか、何かそういうもので、そのものが何であるか、例えば新しい空洞とかが出来ましたかとか、何かそこら辺をちょっと、見ている所有者の方がわかるよう、判断できるような、何かそういうものをやる必要が、でも、1,080本ありますから、大変ですけれども、そこら辺の制度をつくって、そういうことをやれば、迅速な対応というか、こういう事態に対して、どう対応しようということに進めますよね。そういう、さらにやるには、そういう制度をつくって、でも、それができれば、特別なこういう空洞ができ始めたみたいな話だと、対処する方法はあるかもしれませんがね。もうちょっと早い段階で、その情報がつかめれば、そういう仕組みをどうするかというのはありますね。そのときだったら、もしかしたら間に合う可能性もないとは言えないですね。こういうふうな、56%という事態になってしまえば、ちょっと難しいのかなと思いますけれども、当然、最初は小さいわけですから、だんだん腐朽菌が材を侵して行って、それで腐朽して空洞になっていくという過程ですから、最初にこういうのをを見つける仕組みというのですか、所有者の人は、これが何であるかとか、倒れる原因になるとか、そういうのはおわかりにならないと思いますね。そうすると、やっぱりそういう面では、区の職員が回ってというわけにはちょっといかないと思います、1,080本。ただ、そういう興味があるというか、協力してくれ

る所有者の方がいらっしゃれば、そういう方がわかるような仕組みというか、そういうのが必要かもしれませんね。そうすれば、早く知れば、いろいろな対策が取れたのになど、今おっしゃっているような、後の後悔のあれは、少しでも減るかなと思います。

熊谷会長 渡辺委員、お願いいたします。

渡辺委員 今、樹木医診断結果となっているんですが、これは区のほうでやってさしあげているのか、それとも個人でなさっているのか。

事務局 区のほうで支援をしています。

渡辺委員 結局、私たちは素人なので、その辺、わからなくて、樹木医さんがこれを診断した結果で、解除となれば、認めざるを得ないのかなど。

もう一つ、指定のほうなんですけれども、内藤町の一番地というのは個人のお宅なんですか。

事務局 個人のお宅です。

渡辺委員 そうですか。それであれだけたくさんの樹木、区の方もご覧になっていらっしゃるんですか。

事務局 そうですね。近くにお住まいの方が、外から見ても相当立派な樹木ですので、保護樹木制度というのがあるけれども、どうかというふうに御提案いただいたみたいで。それで所有者の方からこちらにお電話をいただきました。

渡辺委員 今までそちらは1本も指定はなかった。

事務局 なかったです。

黒森委員 もしかして、内藤一族ですか。

渡辺委員 内藤さんのお宅ですか。

事務局 違います。

熊谷会長 ほかに何かございますか。

この今のクロマツの2本なんですけれども、スダジイについては、今、御議論していただいたり、それから、御専門の椎名委員から生育が不良で腐朽菌がかなり活発に活動しているので、解除してもやむなしという、そういう御判断をいただいたような気がするんですけれども、クロマツのほうは、確かに写真は根が割れて、周りの地盤を壊しているような例ですが、生育そのものはそんなに悪いようには思えないし、先ほど生長の度合いを見ても、指定時よりは太っているのということなんです。解除の理由が、土地利用に支障が生じたと、こうなっているんですけれども、この土地利用に支障というのは、具体的にはどういうこと

でしょうか、それはわかっていない。

課長、お願いいたします。

みどり公園課長 木の下が駐車場になっています。駐車場の車に松ヤニが落ちてきたり、細かい枝葉が落ちてきたりということで、なかなかメンテナンスが大変だというふうには伺っています。

熊谷会長 下の駐車場はほかの方の土地。同一の敷地ではないんですか。

みどり公園課長 共同住宅なんですけれども、その敷地内の駐車場ですので、恐らく居住者の方の駐車スペースかなとは思われます。

熊谷会長 いや、このクロマツを所有されている方の所有地ではない。駐車場は。

みどり公園課長 駐車場もその方の所有地です。

熊谷会長 今回だけではなくて、かなり前からそういうことで、障害が生じているということだったと思うんですけれども。

どうぞ、椎名委員。

椎名委員 クロマツ、この写真を見ている限りは、それなりの生育をしているんですよ。これは有料駐車場ですか。わからないですか。

みどり公園課長 共同住宅の居住者の方の駐車場だというふうに聞いてございます。

椎名委員 指定時と代が替わったりしましたか。というのは、なぜそういうことを言うかという、指定時には枠をつくったりして、これは非常に深植えにはなってしまったんですよ、当然。なっていましたけれども、踏圧を考えれば、それなりの対策ではあるんですよ。ですから、一生懸命クロマツを守ろうと、車が当たらないように、あの駐車場、使っていますけれども、あれだけ4段とか5段とか、レンガですかね、わからないですけれども、積み上げていますので、車があそこにぶつかっても、クロマツに被害はないわけですね。そういうことを一生懸命やっていた人が、今度はさっきの、松ヤニが落ちるとか、これは有料駐車場で御商売で、後でそういうふうになったというなら、御商売上はあれですけれども、付属の駐車場みたいなものであれば、それは余り関係、そんなことはないのかもしれませんが、持ち主の方のあれなんですけれども、ただ、こんなに、結構大事にしていたと思うんですよ、それなりに、所有者の方。だから、ちょっと代か何かがかかったのかなというのがちょっと、印象があったんですけれども、これだけ一生懸命やられて、わからなければいいですけれども。

熊谷会長 30年以上たっている、指定時から。

椎名委員 そうですね。29年たっていますので、ちょうど。

熊谷会長 課長、お願いいたします。

みどり公園課長 代替わりは特にされていないということでございます。

椎名委員 そうですか。

輿水副会長 どこに車がとまるようになっているんですか、写真で。よくわからない。

事務局 ここに車がとまっている写真があるんですけども……

輿水副会長 とまっているの。よく見えないんですけども。そこにとまっている……赤い車。

みどり公園課長 車がとまっているのが見えます。

武山委員 共同住宅ですね、完全に。

輿水副会長 共同住宅ですね、これ。

武山委員 貸しているかもしれないし。

輿水副会長 貸している車がね。貸しているところで、その持ち主の車じゃない。

渡辺委員 1段高くなっている。

輿水副会長 これは1の2でしょう。1の1のほうがよくわからない。1の1でちょっと。

椎名委員 1の2ですね、これは。

事務局 1の1は、これより手前です。

輿水副会長 1の1、ちょっと見せてくれる。どこに車がとまっている……とまっているのか。

みどり公園課長 位置関係がわからない。

輿水副会長 1の1の下にも駐車場があるんだ。

みどり公園課長 ありそうですね。

熊谷会長 ということは、指定時は駐車場にしていなかったけれども、その後、いろいろあつて駐車場に、周りの住宅の方の要望もあつたのかもしれないけれども。

どうぞ、課長。

みどり公園課長 参考までに。この共同住宅なんですけれども、私が確か平成6、7年だったかと思えますけれども、当時、建築確認の部署にいたときに、私が担当してまして、建築確認の処理と完了検査を行った記憶がありまして、それ以前の指定ということですから、この木を残した上で、出願をしたということは言えると思います。

みどり公園部長 マンションというのは左側。

みどり公園課長 手前になります。この写真の、下のギザギザになっているやつ。

熊谷会長 あれがマンションか。

黒森委員 6軒か何かありますね。

熊谷会長 社会的事情、それから経済的な事情でいろいろ変わるから、何とも言えませんけれども。

椎名委員 恐らく保護樹木であったから、後で駐車場をつくったみたいですから、あれだけの保護をなさったんですね。後かられんがや何かで一生懸命やられたということは言えますね。下枝の問題とかは余り逆に、そんなに気にすることはないと思います。こういうマツの形というのは、悪くはないと思いますね。ちょっともったいなかったですね。マツが大分減っていますので、そういう点では惜しいですけども。

渡辺委員 すみません、椎名先生、形はこういう形があるんですか。

椎名委員 野木というのですか、野原の野に木と書く。よく見るのは、例えば尾上の松という、能舞台の裏に書いてあるでしょう。小石川の後樂園なんかに行くと、それなりのがありますよ。ああいう仕立て方は人工の仕立て方ですね。そのまま育つとこんな感じになりますので、その点では悪くはないですね。

黒森委員 余り見た目はよくないですね。

椎名委員 ですから、日本人のイメージは、尾上の松みたいに下枝がずっと張って、でも、それは人工的にそういうふう成長させたものですから、むしろこういうほうが自然の形ではあるんですけども、ですから、下枝がなくなったというのは、恐らくその方がそうおっしゃっているのは、やっぱりマツのイメージというのは、そういうものがあるんでしょうね。でも、今、マツも材線虫が猛威を奮っていますので、マツはやっぱりちょっと、あれば残していきたいですけども。

熊谷会長 希少価値がありますもんね。

副会長、お願いいたします。

輿水副会長 みどりの条例の、いただいている資料の、参考資料の第11条、最初のところの11条なんですけれども、やむを得ず除去するときは、相応の樹木及び樹林の回復を図るよう努めなければならない。回復を図りなさいと書いてある。切ってしまったら、かわりのものを植えておきなさいというふうにも読めるんですけども、そういうことは今までやったことがないですよ。この11条がせつかくあるので、何か対応はできないのかなという気がしたんですけども、いかがでしょうか。というのは、ここに建物を建ててしまうわけではなくて、植えている場所は残っているわけですからね。何とかかわりの木を植えるということも不可能ではなかったと思うんですけども、皆さん、どうでしょう。

みどり公園課長 私ども一般的にこういった形で、今ある樹木がなくなるときは、かわりにどこかに植えてくださいというお願いはしてきてございます。この樹木については、まだそこまではやっていないんですけれども、これからそういう働きかけはしていきたいと思います。

興水副会長 是非。ついでにちょっとよろしいですか。次の保護生垣のほうなんですけれども、お年寄りが所有者でというのは、おっしゃってましたよね。もう持ちこたえられないなど、せん定なんかも。それから雪で折れちゃったと、それが理由のように、先ほど御説明があったのですが、これからますます生垣を持っておられるようなお宅というのは、立派なお宅ですから、どんどん高齢化して行って、なかなか管理が大変になってくるとなると、何か対策を考えておかないと、もう全部御高齢になってくると、もうだめだから、もう全部解除だから切ってしまう、切ってしまうというか、何もできなくなってしまうということが、どんどんふえてきますよね、それがありますね。何かもう少し事前に対応が、うまい対応ができないかなと思いつつ話を伺っていたんですけれども、いかがなものでしょうか。

椎名委員 まだこれは、このままで存在していますか。

事務局 これはそうですね。以前、私が見たときはこのままあったので、特にやっていないと思います。

椎名委員 これは折れたところで、せん定はしていますか。雪で折れてしまったんでしょう。

事務局 そうです。

椎名委員 折れたままですか。

事務局 折れたところをせん定したら、そもそもサワラってもっと定期的に管理しないと、大きさを保てないではないですか。しばらくちょっと管理されていなくて、かなり道路側にも出てしまっていたので、それもあって、切ったときにこう。

椎名委員 お年寄りになって刈り込みができなくなったのと、要するに雪害により3分の1が傾斜と書いてあるんですよね。傾斜というのは倒れたということですか。

興水副会長 道路側に傾いてしまったということ。

椎名委員 傾いてしまったということですか。

事務局 今の件で御説明させていただきます。私も所有者と会って、現物を見て、お話を伺ってまいりましたが、やはり2月の雪のときに、上が平らなものですから、重い湿った雪が降りまして、地際から大きく傾いてしまったというものでございます。所有者の方は、傾いた保護生垣を起こすことも検討し、造園業者にも見てもらったんですけれども、起こして、また傾かないように控木をするというのは非常に難しいと言われたそうです。所有者の方によ

りますと、植えてから50年ぐらいたっているサワラの生垣で、非常に大事にしていたそうですが、今回の雪で折れて傾いたのを契機に、一度植え替えて、また自分としては立派に育て、区の保護生垣になるようにしたいと。何年か後には、また保護生垣として申請をしたいという所有者の方の御意向がございました。

熊谷会長 わかりました。ありがとうございました。ということは、これは保護生垣だから、こういう雪害に遭ったときは、公共の区のほうの費用で面倒を見てほしいと、そうすべきではないかということ強く言われたわけではないんですか。通常はそういうふうに言うてくるよね。保護樹木でずっと苦勞して、区民のために保護してきているんだから、これが天災というか、そういうような災害のあれで、自分の不注意ではなくて、被害に遭ったと。それについては何とかならないかというようなことは、あるいは区のほうで何とか考えますとか、そういうことは言われなかったの。そういう話にはならなかったの。

事務局 所有者の方は保護樹木制度について、よく理解されていまして、現在、保護樹木も1本あって、さらに1本保護樹木指定の同意もいただいておりますが、今回については、保護生垣の指定解除後に自費で撤去すると。そのかわり、あらたに生垣を設置するときに、区の接道部緑化助成制度の活用を望んでいらっしゃいました。

熊谷会長 随分、あれだね、私みたい。そんなことないけれども、謙虚な方だね。少なくとも、これの撤去費用ぐらいは何とか、個人としてはしてあげたいと思いますけれども。みどりの審議会としてはどうなさるかかわからないけれども、心情としては、むしろ守ろうとされているんでしょう。

輿水副会長 黙って切ってしまう人がいっぱいいるわけですからね。それでいったら、とてもとても大事にされている。制度のこともよくご存じなので、何とか助けてさしあげたいなど。御支援してさしあげたいと思うんですけれども。

椎名委員 会長、私もいろいろなことを聞きましたけれども、最後は区で何とかならなかったのかと言おうとしたんです。それと、でも、一生懸命やっていたらっしゃる方ですから、表彰制度みたいな、こういう人にはやっぱりきちっと、お金の問題もありますけれども、名誉として表彰して、例えば区報か何かできちっと写真入りで紹介してあげるとか、功勞者みたいな、やっぱりこれだけ後のことも考えてやっていたらっしゃる方が、なかなかいらっしゃらないですね。

熊谷会長 小委員会のマターとしてはちょっと重いので、この件については、本委員会のほうで、皆さんの御意見をいただいて。今回の異常気象というか、雪が局所的で非常に重かった

ので、樹木に対する被害も大きかったんでしょうけれども、今後もそういうことがあり得るだろうし、二、三週間前に雹が降りましたよね。あんな雹がばつと来たら。そういうようなこともどうしたらいいか。通常、こういうふうになった後は、ブロック塀とか、あるいはほかの、いわゆる構造物に変えてしまう方が多いんですよ。特に手入れも大変だし、だったならば、この際、指定を解除して、許可が出れば、解除した後は、それなりに手のかからないフェンスに変えるとか。だけれども、もし、また同じように生垣を育てたいということをお考えであれば、何とかそれに、みどりの推進審議会としても何か、感謝状というわけにはいかないけれども、できれば何か助成をできるような形で。委員の方々の気持ちだけはお伝えしたほうがいいような気がします。ありがとうございました。

では、ほかに何かございますか。

どうぞ、越野委員。

越野委員 皆さんの話を聞いていて、ちょっと思ったんですけれども、ちなみに今般の2月の雪害とかで、ほかにちょっと大変なことになってしまったよとか、こういうことがありましたとかというのが、みどり公園課とかに来たという事例なんかはあるんでしょうか。

熊谷会長 課長、お願いします。

みどり公園課長 すみません、今、手元に資料がなくて、ちょっと数値的なことは申し上げられませんけれども、保護樹木に関しても、今回の雪の影響で、枝が折れたという案件は多数寄せられてございます。それ以外にも、私どもが管理している公園の樹木、そういったものもかなりの数、枝折れ等が発生しておりまして、あのときの状況としてはかなり雪が重くて、やむを得ないのかなというところは正直あったのかなと思います。

熊谷会長 緊急の対策費は計上したの。

みどり公園課長 公園に関しては、公園の通常のメンテナンスの中で業務委託、または直営の職員で撤去とかそういった作業を行いました。また、保護樹木に関しても、支援制度がございますので、その中で対応させていただいたところです。

熊谷会長 ほかに。よろしいでしょうか。余りきょうは時間がないので、ちょっと急いで審議をしていただいて、申しわけないんですが、最初に申しあげましたけれども、たまたま今回、年度が変わって、担当の事務局の方々がかわったので、ちょっと私、大変よくやっていただいているんですけれども、この小委員会自体が、審議会にかからずに時間がかかり過ぎてやむなく所有者の方が解除して、ここでのお墨つきの出る前に伐採してしまうということに対して非常にこれまで委員の方が憤慨されていて、意味がないのではないかと、そういうこと

に対応するために、できるだけ早く案件が上がった場合には小委員会を開いて、それであれば伐採する前に、伐採することがわかって、いろいろ審議会にコメントをすべきではないかというふうな、この小委員会のそもそもの発足の理由がそんなところがありましたので、実はきょうのこの最初の案件がもう既に伐採されていて、6月20日に伐採されているというのが、ここに出てくること自体、本来はあるべきことではなくて、これについては、例えば小委員会を開けなくても、小委員会には持ち回りで何とか連絡をして、たまたまその年度がわりで担当の方が、継続性がなくて、新しく担当されるので、まだ引き継いでいないということであれば、それは多少はしょうがないと思いますが、今回はそういう事情でやむを得ないと私は思いますけれども、小委員会自体がこの設置の理由がまさにそういうところですので、できれば今後は、というか、必ずこういう案件が出た場合には、できるだけ所有者が伐採する前にある程度ここへ、審議事項として上げていただいて、そこで小委員会で対応して、それを本委員会のほうに上げて、御了解を得て、物事を進めていくというふうにするべきではないかと、これは会長として、ちょっとそういうふうに思いましたので、それはよろしくお願ひしたいと思います。

あとは特に、本来ならば、新しく保護樹木に申請された案件についても、個人の方で5本ですか、6本ですか。

黒森委員 6本。

熊谷会長 6本ですよ。これはこれでまた、何かちゃんと委員会としてももう少し、その辺の経緯をよくお聞きして、こういうことであると、保護樹木に申請をしていただけるかなど。多分、委員の方もお知りになりたいと思いますし、何もこの委員会、ムチばかりで、いかんいかんということではなくて、小委員会では、どんどん区内に埋もれているような、そういう樹木をどんどん顕在化させて、ふやしていくというふうなところにお役に立てればいいかなと思いますので、もし事務局のほうで、今後、この案件について何か情報があったら、お知らせいただくと、大変ありがたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

今のところ特に課長、何かありませんか。随分理解のある方だね。

みどり公園課長 私どもも、なかなかそればかりというわけにはいかなくて、いろいろ現場を歩きながら、これはという木があれば、積極的にアプローチするようにしています。ただ、そういうのって大抵もう既に指定してしまっていたり、なかなか新規で指定するのを探すというのは難しい側面があるんですけれども、引き続き努力をしてみたいと思います。

それから、先ほどの保護生垣の指定・解除なんですけれども、担当からも話がありました

とおり、非常にみどりですとか、環境に関して熱心な方でございまして、御理解をいただいて、今までもやってきております。今回いろいろな御意見があったことについては所有者の方にもしっかりお伝えしますし、またちょっと今後、この件について、表彰制度といたしまし
ょうか、そういったものを含めてどうするかということについては、また宿題とさせていただ
きたいと思っております。

熊谷会長 ほかに何かございますか。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

◎その他

熊谷会長 それでは、本日の審議事項は以上でございますので、その他に参ります。

何か連絡事項があれば、事務局からお願いします。

みどり公園課長 連絡事項でございます。

簡単ですが、次回のみどりの推進審議会ですが、9月上旬を予定してございます。委員の
皆様におかれましては、改めて文書でお知らせいたしますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

熊谷会長 ありがとうございました。

では、9月に審議会、本会議が開催予定ということでございますので、もし日程が決まり
ましたら、よろしく御予定をお願いしたいと思います。

その他、委員の方々から何かございますか。

よろしいでしょうか。

◎閉会

熊谷会長 ありがとうございました。

それでは、本日の小委員会をこれで終了とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

午後4時58分閉会